

「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」の一部改正について
新旧対照表

(傍線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(略)</p> <p>記</p> <p>別記 1</p> <p>1 (略)</p> <p>2 付表に掲げる技術若しくは外為令別表の 1 4 の項中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引又は「<u>輸出貿易管理令別表第 3 の規定により経済産業大臣が定める貨物</u>」(平成 1 3 年経済産業省告示第 7 5 8 号)に掲げる貨物(以下「告示で定める貨物」という。)(別紙の 1 又は 2 に該当するものを除く。)若しくは輸出令別表第 1 の 1 4 の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第 4 の 2 に掲げる地域、大韓民国並びに輸出令別表第 4 に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を技術の提供地又は貨物の仕向地とするもの(技術を利用する者又は貨物の需要者(以下「需要者等」という。))が確定していない場合(役務取引許可又は輸出許可の申請時に需要者等を特定することができない場合であり、需要者等との間に注文若しくは契約又はこれらに準ずるものがある場合には、これに該当しない。以下同じ。)に限る。)</p> <p>別記 2 ~ 別記 3 (略)</p> <p>付表 (略)</p> <p>別紙 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>記</p> <p>別記 1</p> <p>1 (略)</p> <p>2 付表に掲げる技術若しくは外為令別表の 1 4 の項中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引又は「<u>輸出貿易管理令別表第 3 の 2 の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件</u>」(平成 1 2 年通商産業省告示第 9 2 2 号)に掲げる貨物(以下「告示で定める貨物」という。)(別紙の 1 又は 2 に該当するものを除く。)若しくは輸出令別表第 1 の 1 4 の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第 4 の 2 に掲げる地域、大韓民国並びに輸出令別表第 4 に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を技術の提供地又は貨物の仕向地とするもの(技術を利用する者又は貨物の需要者(以下「需要者等」という。))が確定していない場合(役務取引許可又は輸出許可の申請時に需要者等を特定することができない場合であり、需要者等との間に注文若しくは契約又はこれらに準ずるものがある場合には、これに該当しない。以下同じ。)に限る。)</p> <p>別記 2 ~ 別記 3 (略)</p> <p>付表 (略)</p> <p>別紙 (略)</p>